

令和2年12月14日

意見発表

西村委員

私は公明党神奈川県議会議員団を代表し、当委員会に付託された諸議案に賛成の立場から意見、要望を申し上げます。

まずは、神奈川県賃貸住宅供給促進計画の一部改定素案について申し上げます。

令和2年9月の本会議での一般質問において、我が会派の渡辺ひとし議員よりセーフティネット住宅の登録基準の緩和を提言し、私も当常任委員会で速やかな実施を要望したものであります。これを受け、今回、神奈川県賃貸住宅供給促進計画の一部改定について御報告いただき、計画の本年度中の改定を目指していることは理解しました。

我が国全体の課題ではありますが、本県でも空き家が増える一方、高齢者、障害者、低所得者、ひとり親家庭、外国人等、住居確保要配慮者が増加しています。その上、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化は否めず、さらなる居住支援の強化が必要です。例えば、住宅確保給付金の受給者や低所得者など、新型コロナウイルス感染症の影響等により住まいの確保が困難となった人が、住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録でき、公募原則の適用を外すことができれば、転居における費用の負担軽減だけでなく、労力の軽減にもつながります。

もちろん、根本的な家賃低廉化制度の拡充も必要ですし、併せて改修費補助及び登録促進に係る取組への支援の拡充、家賃債務保証料の低廉化制度の拡充、残地物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減策など、セーフティネット住宅の登録を増やすための政策も検討が必要と考えます。

いずれにしても、住宅行政と福祉行政の連携は、当施策を推進するに当たり大変に重要なポイントであり、国に対し要望するとともに、本県においても各市町における居住支援協議会並びに準備会議の拡充推進を支援し、住宅セーフティネットの強化に向けて取り組んでいただきますよう要望します。

次に、神奈川県建築基準条例等の一部改正について申し上げます。

令和2年6月10日公布の都市再生特別措置法等の一部改正により、新たに居住環境向上用途誘導地区が創設されました。これに伴い、市町が都市計画に同地区を定め、さらに同地区内での建築物の建蔽率や高さの最高限度などについて、特定行政庁がやむを得ないと認めた場合に許可することでした。具体的には、第一種低層住居専用地域において、病院や小規模店舗など用途規制の緩和が可能になる。また、高さ規制の緩和で津波避難ビルを建設できるなど、地域に必要な施設の立地が促進できます。

現在は、所管区域内の市町からすぐに許可案件が出ることはなさそうだったということでしたが、今後急速に進展する高齢化や人口減少を鑑みるとき、時代に即した生活できるまちづくりを進めなくてはならないことは必須です。法令に合わせて条例を改正するとともに、県としても市町村のまちづくりを後押しさ

れますよう要望します。

以上、意見、要望を申し上げ、当委員会に付託された諸議案に賛成し、意見発表とします。